

「原子力防災アプリ普及促進動画」制作・広報業務委託仕様書(案)

1 業務名

「原子力防災アプリ普及促進動画」制作・広報業務委託

2 業務目的

原子力災害時における円滑な避難等を可能とするために「原子力防災アプリ」を令和4年4月から運用開始し、チラシの配布や住民説明会の開催、関係団体や企業等を訪問しての協力依頼、各種広報媒体を用いた広報による普及啓発を行っているものの、より一層のダウンロードを促進する必要がある。

そこで、広く県民にPRすると共に説明会等で活用するため、同アプリの機能や使用方法等を紹介する動画を制作し、制作した動画を活用しテレビやSNSなど様々な広報媒体で情報発信を行い、アプリのダウンロードの促進を図る。

3 履行期限

令和7年3月31日(月)

4 業務内容

(1) 「原子力防災アプリ普及促進動画」の制作

① 「アプリ機能説明」「アプリダウンロード方法」の動画制作

原子力防災アプリの「アプリ機能説明」及び「アプリダウンロード、登録方法」についての動画をそれぞれ1本制作

【動画時間】概ね3分程度(±1分)

【動画活用内容】県ホームページでの掲載、住民説明会での活用等

② アプリ周知用ショート動画の制作

県内、特に川内原子力発電所から30km圏内に居住・通勤する県民を対象に、原子力防災アプリのダウンロード促進に繋がるようなテレビCM用動画及びSNS広告等で活用するショート動画の制作

【動画時間】テレビCM用動画(15秒程度)、SNS等で活用する
ショート動画

【動画活用内容】 県公式SNS等での投稿，テレビCMでの放送，
WEBやSNS広告での掲載

(2) 各種広報媒体を活用した効果的な情報発信

制作した動画を活用し，テレビCM，SNS広告等を活用する等，県内，特に川内原子力発電所から30km圏内に居住・通勤する県民を対象に，原子力防災アプリのダウンロード促進に繋がるような広報・情報発信の実施

(3) 制作動画に対する感想等の情報提供

動画視聴者から感想等があった場合，県原子力安全対策課への情報提供

【制作時期】

(1)については，契約締結の日から令和6年10月31日(木)まで

(2)，(3)については，動画制作後から令和7年2月28日(金)まで

※ 期限到来後，活用したSNS等から投稿内容を削除することを求めるものではない。

【参考となる情報】

鹿児島県原子力防災アプリ

<https://www.pref.kagoshima.jp/aj02/genbousai-app.html>

5 契約限度額

9,707,500円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 著作権・特許権

- (1) 受託者は，本業務の成果物を，委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は，委託者の同意を得なければ，著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使できない。
- (3) 本業務の成果物で使用する文章，写真，図版等はすべて委託者内での利用，または委託者が観光振興に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。

- (5) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (6) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用を禁ずる。
- (7) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

7 その他

- (1) 本業務の成果物の映像データ(DVD-R)は、県原子力安全対策課へ提出する。
- (2) 実施に当たっては、県原子力安全対策課と十分協議しながら行うこと。
- (3) 本仕様書について、疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、その都度協議すること。
- (4) 制作期間中にアプリの改修等が生じた場合は、制作する動画についても改修後のアプリの画面等を反映した動画を制作することとする。